

(別紙9)

農業土木プログラム修了判定委員会内規

(設置)

第1条 九州大学農学部生物資源生産科学コース生物生産環境工学分野の九州大学農業土木プログラムに、農業土木プログラム修了判定委員会を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、プログラム履修の学生に対して、本学部の卒業要件を充たすとともに、本プログラムの学習・教育到達目標が達成されたことを確認し、修了を認定する。

(組織)

第3条 委員会は、次号に掲げる委員をもって組織する。

(ア) 生物生産環境工学分野長

(イ) 学習・教育到達目標整備点検委員会の教授・准教授、2名

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は生物生産環境工学分野長が兼ねる。副委員長は互選により定める。

(実施の細則)

第5条 本規則の運用に必要な細則は、別に定める細則による。

(規則の改正)

第6条 この規則の改正は、「分野を考える会」の議を経なければならない。

付 則

この規則は平成17年6月30日より施行する。

この規則は平成19年2月20日から改正施行する。

この規則は平成19年4月1日から改正施行する。

この規則は平成25年4月1日から改正施行する。